

令和5年度第3回白井市市民参加推進会議

日 時：令和5年11月22日（水）

午前9時30分～正午

場 所：白井市役所東庁舎1階

会議室101

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 総合的評価における担当課ヒアリング（資料1）

(2) 令和4年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（資料2・3）

④証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

⑤白井市污水適正処理構想（改定）

⑥個人情報の保護に関する法律施行条例

⑦公共施設等あり方検討事業

4 その他

(1) 総合的評価における担当課ヒアリングについて（資料4）

5 閉 会

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号① 白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会 (教育支援課)

質問事項	回答
【審議会に関する質問】	
①委員の選考基準はどこに公表されているか。	令和2年10月の市のホームページ募集要項に資格は載せてある。選考基準については、「白井市審議会等の委員の公募に関する基準」に準じており、特に公表していない。
②審議会委員に「栄養士」は参加していなかったか。	参加していない。
③事業内容から見て、公募委員2名は少ないのではないか。	公募2名に加え、桜台中学校PTA副会長が参加しており、十分であると考えられる。
④各回の傍聴者は居なかったのか。	①9人③13人④7人⑤6人⑥7人⑦8人 第2回のみ、記録がないため不明。
【アンケートに関する質問】	
⑤アンケートの対象者を18歳以上78歳以下とした理由は。	当事者に対するアンケートではないため、18歳以上の市民に無作為でアンケートを取った。
⑥会議の開催案内を桜台小中学校で掲示、学校だよりでアナウンスすることは検討したか。	市のホームページや市の情報コーナー・図書館・議会等に公表しており、それ以外の公表については規定がないため、特に検討はしていない。
⑦アンケートの自由記述のコメントは今後の給食に関する施策に反映されるのか。	355名の自由記述をいただいた。全てのコメント内容が反映されるわけではないが、できることから取り組んでいく。
【その他の質問】	
⑧各回の審議会で取り上げる議題はどのように決定したか。	事務局において原案を作成し、第1回委員会で承認を得た。
⑨子供たちの満足度や教員へのヒアリングは実施しなかったのか。	小学5年生、中学1年生及びその担任に対して毎年年度末にアンケートを行っている。また、各学校に毎日検食簿において確認している。

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号② 白井市耐震改修促進計画（改定）（建築宅地課）

質問事項	回答
【パブリックコメントに関する質問】	
①寄せられた意見が1名という結果に対してどのように考えているか。（予想通りなのか、もう少し多く意見が寄せられると予測していたか。）	前回改定時のパブリックコメントの実績は3名でした。これを基準として、今回と比較すると、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況との認識が広がっているものの、市内の住宅の耐震化率は4ポイント上昇し約92%となっていることなどから、1名の結果は妥当であったと判断しています。
②「今後の参考とする意見もあり」とあるが、具体的にはどのように計画や施策に反映されるのか。	参考とした意見は、耐震改修工事の補助金を改修工事に限定せず、解体についても対象にできないかとの御意見でした。当該補助金は、限られた予算の中で、災害に強いまちづくりを推進するためにおこなっているところです。全庁的に行われた令和5年3月の令和4年度補助金の見直し時に制度化を検討致しましたが、白井市補助金のあり方の基本方針の適正化の基本的視点（公益性・公平性・有効性）の観点から見送ることとしました。
③意見書とはどのようなものでしょうか。	用紙はA4サイズで、住所・氏名・電話番号の記載欄があり、意見記入欄は、「該当ページ・箇所」の項と「ご意見」の項に分けているものです。（添付参照）
【その他の質問】	
④市民参加の方法として、県の計画策定時の進め方にならってパブリックコメントを選ばれたが、他の市民参加の手法は検討したか。	本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項の規定により、県計画に基づき策定するものとしていることから、策定の手法についても同計画にならって進めることとしたため、他の手法は検討していません。但し、パブリックコメントの実施期間は、基準日数より長い日数とし、意見提出の機会が増えるよう心掛けました。
⑤広く有識者に意見を聞くことは検討しなかったか。	④の回答のほか、本計画は、計画の改定であることから、審議会等への直接参加型ではなく、市民にとって自宅に居ながら意見を提出ができるパブリックコメントが、もっとも適切な手法として選択しました。

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号③ 白井市空家等対策計画（改定）（建築宅地課）

質問事項	回答																																																															
【審議会に関する質問】																																																																
①委員選出のプロセスは（公募市民を入れなかった理由など）。	特定空家の判定は個人の利害に係る事項を含む個人情報扱うことから、「白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱」第4条第1項第二号及び第三号に該当するため公募していません。																																																															
【パブリックコメントに関する質問】																																																																
②パブリックコメント募集時の説明資料について、閲覧可能か。可能であれば御教示いただきたい。	各センターに配架した資料一式を提出します。 （メールで事前に送付したものです）																																																															
【アンケートに関する質問】																																																																
③e モニターを採用した背景や費用対効果について。	企画政策課では、インターネットアンケートツール「Questant」（クエスタント）による施策評価指標の実績の測定を含む各種アンケート調査を行っており、各課に利用を広く呼び掛けています。利用する場合、Questant 利用届（アンケートの題名、概要、回答期間、質問内容等を記入）を、企画政策課に提出すると、アンケートの作成・e モニターへの送付実施及び報告書の作成、単純集計データの提供までが企画政策課で実施され、各課の負担は少なく、費用対効果にとっても優れていると判断しました。また、この手法により、このコロナ禍においても安全安心で、容易に市民の意見を拾うことができる手法であったと思います。																																																															
④e モニター登録者について（年齢層・どのように登録者を募集しているか等）	<p>令和5年11月1日時点 289名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>5</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>8</td> <td>30</td> <td>48</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年12月10日時点 347名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>8</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>10</td> <td>39</td> <td>67</td> <td>41</td> <td>37</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>209</td> </tr> </tbody> </table>	年代	20	30	40	50	60	70	80	合計	男	1	10	32	30	25	28	5	131	女	8	30	48	32	27	9	2	156	不明	0	1	1	0	0	0	0	2	年代	20	30	40	50	60	70	80	合計	男	2	11	34	35	22	26	8	138	女	10	39	67	41	37	12	3	209
年代	20	30	40	50	60	70	80	合計																																																								
男	1	10	32	30	25	28	5	131																																																								
女	8	30	48	32	27	9	2	156																																																								
不明	0	1	1	0	0	0	0	2																																																								
年代	20	30	40	50	60	70	80	合計																																																								
男	2	11	34	35	22	26	8	138																																																								
女	10	39	67	41	37	12	3	209																																																								

	<p>募集方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画政策課窓口でチラシを配布 ・市役所本庁舎1階のデジタルサイネージで募集案内 ・X（旧Twitter）、LINE等のSNS ・市ホームページ ・広報しろい（年1回） ・白井、西白井駅のラックにチラシを配架 ・梨光式 ～はたちのつどい～（旧成人式）でチラシを配布
【ワークショップに関する質問】	
⑤会議資料を公開していない理由は。	<p>結果公表につきましては、白井市空家等対策協議会で事務局の意見を添えて報告、協議を行っていますので、ワークショップの結果として単独で公開はしてません。</p> <p>会議の議事録と資料は、市ホームページへの掲載及び本庁舎1階情報公開コーナー、図書館に配架しており、専門の委員の意見も併せて確認できますので、ご活用下さい。</p> <p>該当する会議名称は、令和3年度第2回白井市空家等対策協議会です。</p>
⑥駅掲示板で事前周知を行ったが、その費用対効果（成果）について。	<p>駅前・駅中掲示板は、無償で掲示を行うことができました。参加者に応募動機を確認していないため、効果は不明ですが、人が集まる場所に掲示出来たので、空家の発生予防の啓発として一助になったのではないかと考えています。</p>
⑦参加人数を各部10名程度とした理由は。	<p>過去に他課で実施した意見交換会の実績等から勘案し、参加想定人数が過大にならないよう心掛けました。</p> <p>また、コロナ禍であったことから会場が密にならないこと、長時間とならないことを心掛けました。</p> <p>その結果、各部とも5名/班×2班体制とし、併せて市民協働ファシリテーターも2名手配しました。</p>
【その他の質問】	
⑧市民参加の全体像はどのような話し合いを経て構築されたのか。	<p>白井市空家等対策協議会を附属機関に位置付ける庁内協議の過程において、全体像を関係課長会議等で協議し、初回の本協議会にて市民参加の手法と工程を承諾いただきました。</p>
⑨「各項目の結果公表取り扱い」について弱いように感じられるが、如何お考えか。	<p>結果公表につきましては、白井市空家等対策協議会で事務局の意見を添えて報告、協議を行っていますので、市民参加それぞれ個別に結果公表を行っていません。</p> <p>会議の議事録と資料は、市ホームページへの掲載及び本庁舎1階情報公開コーナー、図書館に配架しており、専門の委員の意見も併せて確認できますので、ご活用下さい。</p> <p>該当する会議名称は、令和3年度第2回白井市空家等対策協議会です。</p>

資料 2

事業番号④証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		◎ 良好 27点	○ 妥当 16点	◎ 良好 20点		
総合コメント		市民に身近な証明書発行窓口のあり方について、さまざまな手法で意見を集約しようとしていることが評価できた。一方で、アンケート以外には参加市民が少なく、コストパフォーマンスには欠けていると考えられた。今回のことに限らないが、市民側の関わり方に課題もあるのではないかと感じた。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報しろい令和4年8月15日号に分かりやすい資料や案内を掲載しています。しかし、パブリックコメントでは、「こういった水面下での進め方は正しいのでしょうか。本件についても広報に載っていたのかもしれませんが、私は市会議員の方の活動報告で知りました。」という意見も寄せられていますので、繰り返しアナウンスする必要があったかもしれません。 ・意見交換会では、市の方針の通り出張所を廃止してコスト削減する方が良いという意見が多かったようです。一方、アンケートの自由記入欄ではできれば出張所を残してほしいという意見も寄せられていました。市民と直接対話するほうが現状がよりよく伝わりますので、5回行った意見交換会の日程をもう少し分散させてもよかったですのではないかと感じました（9月2日から4日の間に5回実施されていますが、例えば、その月の間に1週間に1回程度のペースで曜日や時間帯を分散して開催する方法もよいと思います）。 ・コスト削減等の観点から出張所を廃止することはやむを得ないと思いますが、代替措置について市民の皆さんに周知できるように様々な手法（広報しろいでのアナウンスやメール配信、公式SNSからの通知）を取り入れていただくことが市民参加の観点からも重要だと思います。 	審議会の設置があってもよかったですのではないかと。アンケート調査の実施を除いては各項目への取組みが弱いのではないかと。		
担当課ヒアリング 質問事項		<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの内容は誰が検討したのでしょうか。自由記述がありましたが、検討にどのように反映しましたか？ ・年齢別、地区別のクロス集計等を行い、問題分析はおこなったのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の方法として「審議会」を選択しなかった理由がありましたら教えてください。 ・各センターでパブリックコメントの結果公表をしなかった理由も合わせてご教示ください（センター内の出張所のごさいますので、センター内でも結果公表をした方が出張所の利用者にとっても良かったのではないのでしょうか）。 ・アンケートの件数2,000件という数字を決定した論拠をご教示ください。また、無作為抽出は具体的にどのような選定方法なのでしょうか（コンピュータなどでランダムに選出しているのでしょうか）。 ・アンケート実施時にアンケート用紙と一緒に配布した説明資料では出張所廃止についてどのような説明がなされていたのでしょうか。 ・意見交換会の5回の実施回数のうち、2回が参加者0名だったことについてどのように原因分析をされていますか。 ・アンケートで寄せられた声は出張所のあり方に対してどのように反映されているのでしょうか。もし、市役所からの回答が開示されているようでしたら、どのように閲覧できるかご教示ください（HP掲載の「資料2 証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について」では「廃止に伴う代替措置の案について」が記載されていますが、具体的にどのアイデアが採用され、度のアイデアは実現不可能が令和5年12月29日の出張所廃止までに市民にアナウンスされるのでしょうか）。 	審議会の設置は考えられなかったのか。		
評価項目	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	9		6		8
	区分	適切		やや不適切		概ね適切
②市民参加の手続き（基準）	評点	9	/	5	/	7
	区分	良好		要改善		妥当
③市民参加の手続き（水準）	評点	9	/	5	/	5
	区分	とても積極的		積極的		積極的
手法ごとの評価	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
パブリックコメント （意見公募）募集	基準	基本的に必要な事項は実施されており、問題がない。	基準	条例基準は満たされていると思います。市民の生活において重要なトピックなので、意見の募集期間はもう少し長くとも良いと思いました。	基準	「募集期間・提出方法」と「結果公表・取扱い」を除いては各項目とも徹底を欠いている。
	8		5		5	
	水準		水準	パブリックコメントの結果について、募集の際に資料を提供したのと同じ場所で結果を開示しなかったのはなぜでしょうか（各センター、担当窓口でも結果を開示することが望ましいと思います）。	水準	「提供資料」を除いては各項目とも徹底を欠いている。
アンケート調査の実施	基準	基本的に問題なく実施されている。	基準	事前周知の方法として、条例で定められている図書館、担当窓口ではアナウンスした方が良いです。	基準	概ね対応されているが、「事前周知の方法」への取組みが弱い。
	9		6	広報しろいでの案内はとても分かりやすいと思いました。	9	
	水準	無作為抽出で実施しており、バランスよく回答されていた。年齢別や地区別の意見の分析などを行なっているかが気になった。	水準	アンケート結果は意見交換会の資料として活用されています。そして、アンケート結果（出張所を継続してほしいという意見もあり）を受けても、意見交換会では出張所を廃止するという意見が出ていますので、市民の皆さんの声として出張所の廃止をやむを得ないことと受け止めていると判断することができます。	水準	上記に加えて「結果公表・取扱い」への取組みが弱い。
意見交換会の開催	8		6	アンケート結果を受けてどのように市が対応されたのか説明があるとより良いと思います（アンケートを実施した意義を明示するほうが良いです）。	7	
	基準	市民に身近な各センターで実施し参加を促進しようとした点が評価できた。また週末に開催したこともセンターの利用者が参加しやすい日を検討した結果と考えられる。一方でこれだけ配慮したのに、参加者が少なかった点は気になった。	基準	令和元年12月22日の意見交換会では5名、令和2年1月25日の意見交換会では19名の市民の皆さんが参加されています。しかし、令和4年度の5回の開催で計10名の参加者数でした（5回開催のうち参加者0名の回が2回ございました）。条例基準は満たしていると思いますが、参加者数が減少したことについてご見解をお聞かせいただけます。	基準	「事前周知の方法」と「結果公表・取扱い」への取組みが弱い
	10		5		7	
意見交換会の開催	水準	お土産や抽選で何かプレゼントをするなど参加者へのインセンティブを検討すると、参加者が増えるのだろうかとも思った。	水準	意見交換会は市民の皆さんと直接対話できる機会ですので、条例基準を超えて積極的なアナウンスをしていただくと良いと思います（公式SNS等からの通知など）。	水準	上記に同じ。
	10		5	意見交換会に参加された方は出張所の廃止に賛同されていますので、市役所の方針をご理解いただけています。	4	

事業番号④証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		△ 要改善	15点	◎ 良好	20点	○ 妥当	19点
総合コメント		周知に関してパブリックコメント、アンケート、意見交換会共に周知方法が基準を満たしていない。また、周知場所と結果の公表場所が異なっており、最低限基準を満たすべきと考える。結果の公表場所、または結果が出たことの告知は最低限周知場所で行うべきと考える。また、出張所がある自治会の意見を聞くことが望ましいと考える。募集期間を2週間としており、1か月超が望ましいと考える。結果公表に募集期間終了から1.5か月間をようとしており、1か月以内が適切と考える。コメントが7人であることからパブリックコメントの周知に工夫が必要と考える。アンケートの回収率が44.75%であり、評価の仕組みはないようだが評価基準を設けるべきと考える。また、回収率を上げる工夫の痕跡がなく工夫が必要と考える。交換会は、5回開催されが、参加者が延べ10名、参加者が0名の会が2回あり、開催周知に工夫が必要と考える。意見交換会の結果公表までの期間が、最後の意見交換会から約2か月であり、1か月以内が妥当であるとする。		パブリックコメント、アンケート、意見交換会の進め方について大きな問題はないと考える。もっとも、住民票等の証明書交付という、市民の利用頻度も高く、かつ関心の高いことが予想される案件であることを考えると、告知、結果の公表につき工夫を凝らし、出来る限り多くの市民の声を反映する手段をとると一層評価出来る内容になったと考える。		半年間の事業期間の中で、パブリックコメント、アンケート、意見交換会と複数の市民参加の方法を実施したことは、評価できます。一方、パブリックコメントの意見への対応は事務局側の判断であり、事業の結果ありきとみなされる恐れがあると考えます。そういったことから、それぞれの結果を総合的に協議する場としての審議会の設置が必要だったのではないかと思います。	
担当課ヒアリング 質問事項						アンケート発送件数を2,000件とした理由について、教えてください。	
評価項目		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	6		8		7	
	区分	やや不適切		概ね適切		概ね適切	
②市民参加の手続き (基準)	評点	6		8		7	
	区分	要改善		妥当		妥当	
③市民参加の手続き (水準)	評点	3		4		5	
	区分	やや積極的		やや積極的		積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
パブリックコメント (意見公募)募集	基準	検討結果の公表予定時期や公表方法を周知していない。事前周知や資料提供場所に情報公開コーナーが含まれていない。		基準	募集期間の提出方法や、事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、複数の手段を用いるなど、徹底されることを期待します。	基準	意見交換会終了後に意見提出を受け付けたことは、提出機会が拡大され、より多くの意見に繋がったことは良かったと思います。
	6			8		5	
	水準	募集期間は、2週間としており、1か月超が望ましいと考える。結果公表に募集期間終了から1.5か月間をようとしており、1か月以内が適切と考える。周知場所と結果の公表場所が異なっており、公表場所に担当窓口、情報公開コーナー、図書館、広報しろいが含まれていない。出張所がある自治会の意見を聞くことが望ましいと考える。コメントが7人であることからパブリックコメントの周知に工夫が必要と考える。		水準	提供場所、事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、工夫が求められます。	水準	意見交換会が実施された各センターにも、結果公表の掲示が必要であったと思います。
アンケート 調査の実施	基準	情報開示コーナーでの事前周知がなされていない。回収率が44.75%であり、評価の仕組みはないようだが少ないように感じる。結果の公表に当たっては、情報開示コーナーが含まれていない。		基準	アンケートの発送件数、回収率とも適切と考える。	基準	結果の公表が意見交換会やパブリックコメントにも活用されたことで、本事業への理解が深まったと思います。
	7			8		8	
	水準	情報開示コーナー、各センターでの事前周知は必要と考える。回収率を上げる工夫の痕跡がなく工夫が必要と考える。		水準	さらにアンケートの回収率を上げる工夫や、結果公表について徹底されることを期待します。	水準	回収率をあげる工夫がなされると良かったと思います。
意見交換会の開催	基準	開催の事前通知先に情報開示コーナーが含まれていない。また、結果の公表では、図書館が含まれていない。		基準	事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、複数の手段を用いるなど、徹底されることを期待します。	基準	概ね条例基準にそっていたと思います。一方、公表結果を見る限りでは、参加者と事務局の1対1でのやり取りとなっており、参加者の意見を受け止めるといった様子が感じられなかったことは残念です。
	7			8		8	
	水準	情報開示コーナーでの事前周知は必要と考える。交換会は、5回開催されが、参加者が延べ10名、参加者が0名の会が2回あり開催周知に工夫が必要と考える。開催結果報告場所は、最低限事前通知した場所で行うべきと考える。結果公表までの期間が、最後の交換会から約2か月であり、1か月以内が妥当であるとする。		水準	事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、工夫が求められます。	水準	望ましい水準にほぼ達していると思います。一方、参加者数が0名のところもあり、事前周知の工夫が必要だったのではないのでしょうか。
	5			4		8	

事業番号④証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		◎ 良好	22点	◎ 良好	20点	○ 妥当	19点
総合コメント		さらに多くの市民が住みやすくなるための、公募委員の検討をお願いします。		概ね問題なく市民参加できていると思います。よりいっそう高水準の参加を望むなら、それぞれの参加方法のボリュームアップが求められると考えます。			
担当課ヒアリング 質問事項		さらに多くの市民が住みやすくなるための、公募委員の検討をお願いします。					
評価項目		評点	コメント	評点	コメント		
①市民参加の方法	評点	6		8		7	
	区分	やや不適切		概ね適切		概ね適切	
②市民参加の手続き (基準)	評点	6		7		6	
	区分	要改善		妥当		要改善	
③市民参加の手続き (水準)	評点	10		5		5	
	区分	とても積極的		積極的		積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント		
パブリックコメント (意見公募)募集	基準			基準	事前周知で情報公開コーナーがぬけている。結果公表で図書館がぬけている。	基準	
	6			6		6	
	水準			水準	水準は満たしていないが不十分とまでは言えない。概ね、問題は無いと思います。	水準	
	10			4		5	
アンケート調査の実施	基準			基準	無し。	基準	
	6			9		7	
	水準			水準	積極的な印象は受けませんが、概ね充分であると思います。	水準	
	10			8		6	
意見交換会の開催	基準			基準	事前周知で情報公開コーナーがない。結果公表で図書館がない。	基準	
	7			8		7	
	水準			水準	不十分とまでは言えないがまだできる事は残っていると思います。	水準	
	10			5		6	

資料 2

事業番号⑤白井市汚水適正処理構想（改定）

総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		△ 要改善 15点	○ 妥当 16点	◎ 良好 21点		
総合コメント		基本的な手続きは行えており、特に審議会の合間にパブリックコメントを実施して、その意見を審議会に反映させようと考えてことは高く評価できる。一方で、それぞれの市民参加の手法について、さらに市民に参加してもらうための努力が見られなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由で情報公開コーナーや担当窓口まで議事録の閲覧に出向くことができない方もいますので、是非ホームページ上で簡単に議事録にアクセスできるようにしてください（2023年11月16日時点で議事録をHP上で見つけることができませんでした）。 パブリックコメント募集時に開示されている「白井市汚水適正処理構想（案）」はカラフルでイラストもあり、分かりやすく伝わるように工夫がなされています。 重要なトピックではあるものの、専門性が高く、市民の皆さんからの意見を吸い上げるのは難しいテーマだと思いました（パブリックコメントへの応募が0件であったこともやむを得ないと思います）。 	各項目とも「結果公表・取扱い」への取組みが弱い		
担当課ヒアリング 質問事項		パブリックコメントの数を増やすために、何か特別な配慮などはなされなかったのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 白井市汚水適正処理構想の審議会議事録がHP上では見つけられませんでした。インターネット上で閲覧する方法がございましたら、ご教示ください。 審議会で配布した「白井市汚水適正処理構想（案）」はどのような内容のものでしょうか。パブリックコメント時に公開されている資料と同様のものでしょうか。 審議会の開催が2回のみであった理由をご教示ください。 審議会は現在もまだ継続しているのでしょうか（任期が令和7年7月までと示されているため）。 審議会委員構成「その他」の「下水道受益者3名」とはどのような職務の方でしょうか。 審議会委員の選考基準として「上下水道部門の技術士の資格を有しており」とありますが、このような要件を満たすのは難しいのではないのでしょうか。要件を満たす応募者からの応募があったか、なぜこの要件が必要だったかご教示ください。 パブリックコメントに寄せられる意見が0件だったことについてどのように分析されていますか。 	「市民参加の方法」がもう一つくらいあってもよかったのではないだろうか。		
評価項目	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	5		6		7
	区分	やや不適切		やや不適切		概ね適切
②市民参加の手続き（基準）	評点	6	/	5	/	7
	区分	要改善		要改善		妥当
③市民参加の手続き（水準）	評点	4	/	5	/	7
	区分	やや積極的		積極的		とても積極的
手法ごとの評価	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置	基準	公募市民が3名のうち1名が無作為抽出であることは評価できるが、積極的な広報がされていたかについては疑問が残った。	基準	<ul style="list-style-type: none"> 調書ではHP上でも結果公表が開示されていると記載されていますが、見つけることができませんでした。インターネット上で議事録を確認できなかったため、どのような議論がなされたか把握できませんでした。 審議会委員の選考基準として「上下水道部門の技術士の資格」と書かれているため、女性からの応募がなかったのではないのでしょうか。この要件は公募委員の条件として重要な要件なのでしょうか。 	基準	「公募委員の数・全体に占める割合」を除いては各項目とも取組みが弱い。
	5		5		7	
	水準	無作為抽出型の制度を活用したことは評価できるが、それ以外の広報が不十分であった。	水準	<ul style="list-style-type: none"> 審議会委員の募集期間は十分な期間を設定しています（34日間）。 傍聴者が参加しやすいように会議の時間帯は固定ではなく、異なる時間帯で開催されていますが、年度内に2回しか会議が開催されていないことは気になりました。議事録をHP上では確認できなかったのですが、必要な話し合いはなされたため2回で十分だったというご判断でしょうか。 	水準	上記に同じ。
パブリックコメント（意見公募）募集	基準	パブリックコメントのやり方は特に問題がなかった。一方で、コメントが0件だったことから、意見を集約するという役割は果たせていなかった。	基準	<ul style="list-style-type: none"> 条例基準を満たしてパブリックコメントの募集をされていますが、市民からの意見が0件でした。 	基準	「提供資料」と「結果公表・取扱い」への取組みが弱い。
	8		6		7	
	水準	パブリックコメントが1件の場合、実施するコストに見合った結果が得られていないことを意味する。どのようなあり方が求められるのか、検討すべきである。	水準	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの募集案内や資料の提供場所として、条例基準に+αしてセンターでも資料等がおかれています。 	水準	上記に同じ。
	6		5		7	

事業番号⑤白井市汚水適正処理構想（改定）

総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		△ 要改善 14点	△ 要改善 15点	○ 妥当 17点		
総合コメント		周知方法に関して審議委員公募、審議会結果の周知が基準を満たしていない、より多くの手段を講ずべきと考える。また、無作為で委員を1名選出しているが、選出方法が不透明であるとともに、応募決定者がすべて66歳以上であり、無作為抽出者は、他の年齢層とすることを考慮すべきと考える。審議会の開催が2回と少なく適切な審議ができたのか疑問が残る。情報公開に関してもより多くの手段を活用すべきと考える。審議会の開催時間に関しても土日曜日の開催も検討すべきと考える。パブリックコメント募集の流れとしては基準に沿って実施されている。しかし、募集期間が年末年始を挟んでいることは、問題であり募集期間の適切化を図る必要があると考える。また、パブリックコメントがゼロにも拘らず良かった点で広く意見を伺う機会を設けることができたとの評価は、パブリックコメント募集の目的を勘違いしていると思わざるを得ない。パブリックコメントがゼロであることが判明した時点で広く意見を募る行動を起こすべきであり、担当部署にゼロも結果と考える風潮があるのならば規則等を設けるべきと考える。	「汚水適正処理」という、市民にあまり馴染みがなく、関心の高くない(かもしれない…)テーマであるがゆえに、市民参加を目指すのであれば、市民に易しく、わかりやすく伝えることが必要と考えます。そのための方法が、審議会の設置及びパブリックコメントの募集ということによって良かったのかについて、あらためて検討、検証しても良いかと考えます。	本事業は、市民の日常生活に欠かせない問題です。市民の関心と理解が進むよう市民参加の手法について検討をお願いします。		
担当課ヒアリング 質問事項				公募委員に無作為抽出と無作為抽出以外がある理由について、教えてください。		
評価項目	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	5	6	6	6	
	区分	やや不適切	やや不適切	やや不適切	やや不適切	
②市民参加の手続き(基準)	評点	6	7	6		
	区分	要改善	妥当	要改善		
③市民参加の手続き(水準)	評点	3	2	5		
	区分	やや積極的	やや積極的	積極的		
手法ごとの評価	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置	基準	公募に関して、情報公開コーナー、図書館を活用していない。審議会の開催が2回と少なく適切な審議ができたのか疑問が残る。結果公表に関しても図書館を活用していない。無作為で委員を1名選出しているが、選出方法が不透明である。また、応募決定者がすべて66歳以上ならば無作為抽出者は、他の年齢層とすることを考慮すべき	基準	募集方法や、会議の回数・時間帯、事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、複数の手段を用いるなど、徹底されることを期待します。	基準	公募委員の選考基準が公表されていることは良かったと思います。一方、募集については必須事項である情報公開コーナーや図書館での周知が行われていなかったことは残念です。
	6		8		7	
	水準	より多くの公募手段を講ずべきと考える。また、情報公開に関してもより多くの手段を活用すべきと考える。開催時間に関しても土日曜日の開催も検討すべきと考える。	水準	事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、工夫が求められます。	水準	ホームページでは、上下水道審議会の会議録が掲載されているため、本事業との関連性が分かるような工夫があると良かったと思います
パブリックコメント(意見公募)募集	基準	パブリックコメント募集の流れとしては基準に沿って実施されている。しかし、募集期間が年末年始を挟んでいることは、問題である。また、パブリックコメントがゼロにも拘らず良かった点で広く意見を伺う機会を設けることができたとの評価は、パブリックコメント募集の目的を勘違いしているのではないかと疑問である。	基準	パブリックコメントの提出意見が0ということで、結果の公表については評価が出来ないと考えますが、そもそもの関心を高めるための工夫がなされたか否かについては確認すべきと考えます。	基準	意見提出は0件でしたが、ホームページへのアクセス件数があり、「意見提出はなかった」ということを公表することも必要ではないかと思えます
	7		6		6	
	水準	パブリックコメント募集期間の適切化を図る必要がある。パブリックコメントがゼロであることが判明した時点で広く意見を募る行動を起こすべきであり、担当部署にゼロも結果と考える風潮があるのならば規則等を設けるべきと考える。	水準	「汚水適正処理」という、市民に関心の高くないテーマであるがゆえに、易しく、わかりやすく伝えることが必要と考えます。	水準	概要版があれば、より理解しやすくなり意見提出に繋がる可能性があったと思います。
	4		1		4	

事業番号⑤白井市污水適正処理構想（改定）

総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		◎ 良好 24点	○ 妥当 16点	○ 妥当 17点	
総合コメント		市民参加を進めていく上で、よりよい多くの世代に情報を求め、さらなる公募委員の募集を行ってほしい。	審議会の設置と内容については評価。 パブリックコメントについては、必要性に疑問。		
担当課ヒアリング 質問事項		さらに多くの市民が住みやすくなるための、公募委員の検討をお願いします。			
評価項目		評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	7		6	
	区分	概ね適切		やや不適切	
②市民参加の手続き（基準）	評点	7		5	6
	区分	妥当		要改善	要改善
③市民参加の手続き（水準）	評点	10		5	5
	区分	とても積極的		積極的	積極的
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置		基準		基準	基準
		7		7	6
		水準		水準	水準
パブリックコメント (意見公募)募集		10		5	5
		基準		基準	基準
		7		4	6
		水準		水準	水準
		10		6	5

資料 2

事業番号⑥個人情報の保護に関する法律施行条例

総合評価 ①+②+③ 上限(30点)		○ 妥当 16点	○ 妥当 17点	○ 妥当 18点			
総合コメント		審議会とパブリックコメントの組み合わせは問題がないが、審議会が1回しか開催されておらず、それで話し合いができていないのが気になった。市民参加が必要な政策形成を行うのであれば、パブリックコメントを行った後に、少なくとも1回はその結果について話し合う機会が設けられるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例基準に従って適切に市民参加を実施しています。「国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取り扱い等に関する共通ルールが規定される」というテーマの特質上、パブリックコメントに寄せられる意見が0件なのはやむを得ないことと存じます。 ・このようなトピックについても担当課の方が市民参加の評価のための調書などを作成しなければならないことは、ご負担が大きいように感じました（「市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃」のうち国のルール変更に伴う条例変更などは市民参加で市の決定を変更することは不可能なのではないでしょうか）。 	「市民参加の方法」がもう一つあってもよかったのではないかと。各「市民参加の手続き」中「事前周知の方法」への取組みが弱い。			
担当課ヒアリング 質問事項		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントを増やすために努力したことなどはありませんか。 ・専門的な内容に関して市民参加の取り組みを何とか取り入れようとした点は評価できますが、どのような点が難しいと感じましたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の白井市情報公開・個人情報保護審査会（審議会）は令和4年9月28日と令和4年10月25日の2回ですが、調書では9月の開催しか記載されていません。10月25日の会議は「個人情報の保護に関する法律施行条例」が議題ではないため、調書からは除外しているのでしょうか。 ・審議会を公開しているのに、市民公募を0名としている理由についてご教示ください（空家等対策計画と同様に、個人情報を扱う会議のため、原則公開として個人情報を扱う回は非公開とするためでしょうか）。 ・パブリックコメントの結果は令和4年12月1日に審議会等へ報告したと調書の55ページに記載されていますが、審議会は令和4年9月28日に開催されています。どのような方法で報告されたのでしょうか（メール配信でしょうか）。 	「市民参加の方法」をもう一つ考えられなかったか。			
評価項目		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	6		6		7	
	区分	やや不適切		やや不適切		概ね適切	
②市民参加の手続き(基準)	評点	7		6		6	
	区分	妥当		要改善		要改善	
③市民参加の手続き(水準)	評点	3		5		5	
	区分	やや積極的		積極的		積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置	基準	5	専門的な会議で公募市民が入らないことは理解できるが、そのような会議を審議会のフレームワークで評価することが困難であると感じた。	基準	・条例基準を満たして実施されています。会議の特質上、市民公募がないことはやむを得ないと判断します。	基準	概ね対応されている。
	水準	1	そもそも会議が1回しか開催されていない。	水準	・テーマの特質上、国のルール変更に伴い市の条例が改正されたという話し合いは一度の会議で十分に話し合うことができます。	水準	「事前周知の方法・会議の公開等」と「結果公表・取扱い」への取組みが弱い。
	水準	5		水準	6	水準	4
パブリックコメント(意見公募)募集	基準	9	パブリックコメントの基本的事項は満たしていた。	基準	・条例基準を満たして適切に意見の募集等が行われています。 ・意見募集に伴い、概要版が作成されています。	基準	「事前通知の方法」への取組みが弱い。
	水準	5	基本的なところができていたものの、それ以上を目指した取り組みは見られなかった。	水準	・市民からの意見は0件でしたが、テーマの特質上やむを得ないと判断します。	水準	上記に加え「結果公表・取扱い」への取組みが弱い。
	水準	5		水準	5	水準	7

事業番号⑥個人情報の保護に関する法律施行条例

総合評価 ①+②+③ 上限(30点)		△ 要改善	11点	◎ 良好	20点	△ 要改善	11点
総合コメント		審議会の担当する事務の性質上、市民公募は行っていないとしているが、審議会の公聴はできるのですから、広く市民から公募することを検討すべきと考える。また、選ばれた構成委員の選出プロセスが不透明であると思われる。加えて審議委員が市による選出であり、考え方等に偏りがなかったかどうか疑問が残る。選出基準を明確化すべきと考える。審議会の開催が1回で2時間足らずに終わっており十分な審議が行われたか疑問である。審議会の開催、結果を広く周知、公表するべきと考える。コメントが1人、2件であり、なぜこの結果となったかを議論し広くコメントが集まる手段を講ずべきと考える。総合的に判断して広く市民の意見を反映することができた、講じたとは考えられない。		個人情報保護というテーマの性格上、市民参加に限界があったものと推察されますが、近年、市民の関心は高まっているテーマです。意見交換会やワークショップなど何か他の方法も実施することで、市民に個人情報への意識を高めてもらうことなども出来たかもしれません。		パブリックコメントは、資料の読み込みやコメントの作成など、アンケートなどと比べて手間がかかり心理的にも敷居の高い手法であると思います。その募集期間は十分に確保することが必要であると考えます。また、パブリックコメント以外の市民参加の方法を検討されると良かったと思います。	
担当課ヒアリング 質問事項		審議会に関する資料を事前に公開していたのか？ 審議会会議録公表に際してにインデックス等を付けて解り易くしたのか？				会議録公表に要する期間が「半年以内」とした理由について、教えてください。	
評価項目		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	4		8		4	
	区分	不適切		概ね適切		不適切	
②市民参加の手続き(基準)	評点	5		8		4	
	区分	要改善		妥当		不良	
③市民参加の手続き(水準)	評点	2		4		3	
	区分	やや積極的		やや積極的		やや積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置		基準	審議会の担当する事務の性質上、市民公募は行っていないとしているが、選ばれた構成委員の選出プロセスが不透明であると思われる。審議会の開催が1回で2時間足らずに終わっており十分な審議が行われたか疑問である。	基準	会議の回数、結果公表・取り扱いについて、複数の手段を用いるなど、徹底されることを期待します。	基準	公募委員の枠はないが、会議録が公表されているのは良いと思います。一方、会議録公開までの期間が半年かかっており、2回目を以降が評価の対象外で全体を通した評価ができないことは残念です。
		4		8		2	
		水準		水準		水準	
パブリックコメント(意見公募)募集		1	審議会の公聴はできるのですから、広く市民から公募することを検討すべきと考える。1回の2時間の審議で良かったのかどうかを検証すべきと考える。また、審議委員が市による選出であり、考え方等に偏りがなかったかどうか疑問が残る。選出基準を明確化すべきと考える。	4	事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、工夫が求められます。	1	傍聴者が参加しやすい日中に開催したことは良かったと思います。
		基準		基準		基準	
		6		8		6	
		水準	広く周知、公表するべきと考える。コメントが1人、2件であり、なぜこの結果となったかを議論し広くコメントが集まる手段を講ずべきと考える。	水準	提供資料、事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、複数の手段を用いるなど、徹底されることを期待します。	水準	募集期間の設定を長くすることで、意見提出の件数の改善が期待できたのではないのでしょうか。
		4		4		5	

事業番号⑥個人情報の保護に関する法律施行条例

総合評価 ①+②+③ 上限(30点)		◎ 良好 23点	◎ 良好 21点	○ 妥当 17点	
総合コメント		市民参加を進めていく上で、よりよい多くの世代に情報を求め、さらなる公募委員の募集を行ってほしい。	パブリックコメントについて、改善の余地ありかなと思います。		
担当課ヒアリング 質問事項		さらに多くの市民が住みやすくなるための、公募委員の検討をお願いします。			
評価項目		評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	7		8	
	区分	概ね適切		概ね適切	
②市民参加の手続き(基準)	評点	6		8	6
	区分	要改善		妥当	要改善
③市民参加の手続き(水準)	評点	10		5	4
	区分	とても積極的		積極的	やや積極的
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置	基準	条例基準には満たしていると考え。		基準	なし
	6			10	
	水準 10	市民参加の手続きをする上で審議会は重要な役割を果たすので、更に広い審議ができるよう委員の工夫が必要である。		水準 5	水準を満たさない点数ではありますが、内容は悪いわけではないと思います。
パブリックコメント(意見公募)募集	基準	条例基準に満たしていると考え。		基準	1人から2件という結果は少なすぎると思います。
	6			6	コメントしやすい方法を考えるべき。
	水準 10	未来を担う若い世代が住みよくなるための意見公募ができるように工夫が必要である。		水準 6	上記に同じ。

資料 2

事業番号⑦公共施設等あり方検討事業

総合評価 ①+②+③ 上限(30点)		◎ 良好 20点	◎ 良好 26点	◎ 良好 20点		
総合コメント		市民に身近な施設の検討であるため、そもそも市民の関心が高く、積極的に参加する市民がいることがわかった。またそれに合わせて様々な市民参加の手法が設けられていたことは評価できた。一方で、そもそも興味を持っていた市民以外に興味を持ってもらえるようなアンケート等は、もっとしっかりと周知をすべきだったのではないかと感じた。	<ul style="list-style-type: none"> 提言書は議論を重ねて出た結論が分かりやすくまとめられています。 複数の市民参加の手法を取り入れ、限られた財政の中でいかに市民の皆さんにとって魅力のある文化センターの運営、あり方をしたらよいか十分に検討されています。この検討結果がどの程度市の方針に反映されているかも「白井市文化センターのあり方に関する方針」で明示されています。市民参加の模範的なケースとなっています。 アンケート結果は審議会の第4回会議資料としてHP上で開示されていますが、インデックス等に「アンケート結果」と明示されていないため、やや分かりにくいです。アンケートにお答えいただいた方にフィードバックするためにも分かりやすいインデックスを 	概ね対応されているが、公募委員をもう1～2名増員できなかっただろうか。		
担当課ヒアリング 質問事項		<ul style="list-style-type: none"> ワークショップの結果は審議会に反映されたのでしょうか。 その他の市民参加においてメール配信による周知が行われていたが、どのような方にメールが配信されるのですか？また、どのような周知によって参加された方が多かったですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化センターのあり方検討委員会による提言書が、市の方針にどのように反映されたかご教示ください。 調書60ページの3-2選考基準の内容につきまして、「3 文化センターの利用、非利用。」とありますが、利用している方を委員として選ばれているのでしょうか。それとも、非利用の方を選ばれているのでしょうか。 調書60ページの3-4選考基準を公開しない理由にある「要綱」とはどのような内容のものでしょうか。 審議会委員の無作為抽出について、具体的にどのような手法で選出されているかお答えのない範囲でご教示ください。 ワークショップの事前周知において議題の内容を公表しなかったのはなぜですか。 ワークショップ開催のチラシはどの範囲で配布されたのでしょうか。 施設見学会を市民参加の一環として実施することで、どのような効果を期待されていたのでしょうか。 調書68ページ3、公開は何の公開を指していますか。イベントを実施することに対する案内の公開でしょうか。 	公募委員をもう1～2名増員してもよかったのでは。		
評価項目	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	7		10		9
	区分	概ね適切		適切		適切
②市民参加の手続き(基準)	評点	7	/	8	/	7
	区分	妥当		妥当		妥当
③市民参加の手続き(水準)	評点	6	/	8	/	4
	区分	積極的		とても積極的		やや積極的
手法ごとの評価	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置	基準	公募市民の年齢、地区もばらけており、審議会としてはかなり良い構成で進められたと考えられる。	基準	条例基準を満たして市民参加のための審議会が開催されています。審議会委員の選考も地域や男女比が適切に考慮されています。	基準	概ね対応されているが、公募委員をもう1～2名増員できなかったか。
	8		9		8	
	水準	その他の市民参加の手法の結果も取り入れており、参加率も悪くなく、評価が高かった。一方で、興味のある人が多い分野のため、募集を積極的に行わなくても人が集まってしまうことから、公募委員の募集が不足していた	水準	会議録や会議資料はHP上で分かりやすく開示されています。検討結果を公表するまでの期間が「2か月以内」となっていますが、開示内容を踏まえますと十分適切なスピードで開示されていると判断します。	水準	概ね対応されている。
アンケート調査の実施	基準	アンケートの広報が不足していた。無作為抽出で行なっても、全市民に実施に関する広報をすべきであると考えられる。	基準	事前周知を行っていませんが、特に問題ないと判断します(周知するために広報の紙幅をとる緊急性が低い。また、アンケートが届かないことによる問い合わせなどでかえって担当課の負担が大きくなるため)。	基準	「事前通知の方法」を除いては概ね対応されている。
	5		7		7	
	水準	積極的な公表も不足していた。	水準	アンケート結果を5月10日に回収し、11月5日(審議会開催日に会議資料として公表)に公表しているのは若干時間がかかっている印象ですが、審議会での検討資料として開示したため、会議の開催日程の都合上問題ないと判断します。	水準	上記に同じ。
ワークショップの開催	基準	広報もしっかりと行なわれており、参加者も多く大変良い取り組みであった。	基準	ワークショップの募集時に議題をアナウンスした方が良かったと思います。	基準	概ね対応されている。
	9		9		7	
	水準	広報もしっかりと行なわれており、参加者も多く大変良い取り組みであった。	水準	事前周知の方法としてメール配信も取り入れている点を高く評価することができます。今後このような機会がありましたら公式SNSからの発信等もご検討ください。	水準	「事前通知の方法」を除いた各項目は積極的に対応すべき。
その他の方法	基準	施設見学会を行うことで参加者が新しい情報を知ることができ、大変良い取り組みであった。	基準	積極的に「その他の市民参加」の手法として施設見学会を実施していることは素晴らしいと思いますが、結果公表がなされていないため、どのような効果があったのか見えにくい。文化センターに興味を持つ方々と直接お話しすることで吸い上げた意見も	基準	「事前通知の方法」と「結果公表・取扱い」への取組みが弱い。
	9		7		6	
	水準	メール配信にて周知をしていた点が評価された。	水準	施設見学会により、市民参加の面でどのような効果を期待していたのかを読み取ることができませんでした。積極的に複数の市民参加の手法を取り入れていることは素晴らしいと思います。	水準	上記に同じ。
	8		8		3	

事業番号⑦公共施設等あり方検討事業

総合評価 ①+②+③ 上限(30点)		△ 要改善 11点	○ 妥当 19点	○ 妥当 18点		
総合コメント		公共施設の在り方を市民に問いかけたことは評価する。審議委員募集、会議開催、アンケート、ワークショップ、その他の市民参加に関しての周知方法はいずれも基準を満たしていないことは残念である。基準は最低限の要求でありより広く多くの方々の目に触れるように考慮すべきと考える。審議委員の選考基準に市政への参画経験の少ない者としているが、公平性にかけてと考える。審議会委員の募集期間が21日と短く、広報しづらいにおいて複数回募集をすべきだと考える。審議会開催曜日が9会中6回が火曜日であり、偏った曜日での開催は、傍聴者への気遣いにかけてとされる。アンケートを15歳以上の市民、加えてワークショップ参加者を市民と限定しているが、文化センターで演じた人、観覧した人、使用した人は必ずしも市民ではないので、意見を聞くのならば市民に限定すべきではないと考える。市民以外の方々の意見を聴く手段としては、パブリックコメントも実施すべきであったと考える。バックヤードの見学会を行ったことは評価するが、1回の開催であり、複数回開催したほうが良かったと考える。	施設見学会を実施されたことは、市民の意識を高める上で大変良かったと考えます。但し折角実施したのであれば、その様子を市民に広く広報することを通じて、本テーマに関する市民の意識高揚を図ることに活用しても良かったのではないのでしょうか。	3年間の継続事業において、さまざまな市民参加の方法で検討されたことは評価できると思います。		
担当課ヒアリング 質問事項		<ul style="list-style-type: none"> ・検討期間がコロナ禍であり、コロナ禍前後の文化センターの利用状況をお知らせください。 ・見学会の周知方法にメール配信がありますが、具体的なプロセス、方法をお知らせください。 ・委員公募の無作為抽出方法をお知らせください。また、選考基準は公開されているのでしょうか。 ・文化センター完成後の定期修繕や更新に関する積立金制度の有無をお知らせください。 		<ul style="list-style-type: none"> ○審議会の公募委員について、無作為抽出をする必要性和その人数を2名とした理由について ○アンケートの発送数を2,500件にした理由について ○ワークショップ5回の参加者は同一ですか、回数ごとに異なりますか。また、年齢構成について差支えない範囲でお知らせください。 ○施設見学会は革新的な取り組みであると思いますが、このことが本事業にもたらした効果について。また、審議会の報告では、2回開催となっていますが、1回にまとめた理由について ○利用団体等を対象としたアンケートも市民参加の方法と思いますが、この内容についての記載を割愛した理由について 		
評価項目	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
①市民参加の方法	評点	4	8	7		
	区分	不適切	概ね適切	概ね適切		
②市民参加の 手続き (基準)	評点	4	8	6		
	区分	不良	妥当	要改善		
③市民参加の 手続き (水準)	評点	3	3	5		
	区分	やや積極的	やや積極的	積極的		
手法ごとの評価	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント
審議会の設置	基準	審議会委員募集手段が基準を満たしていない。選考基準に市政への参画経験の少ない者としている。	基準	公募委員の募集方法に関して、検討されることを期待します。	基準	公募委員の募集や会議の事前周知について、積極的な取り組みが必要と思います。
	水準	選考基準に市政への参画経験の少ない者としているが、公平性にかけてと考える。審議会委員の募集期間が21日と短く、広報しづらいにおいて複数回募集をすべきだと考える。審議会開催の事前周知に関しては、各センターの活用並びに文化センターの活用も考慮すべきと考える。審議会開催曜日が9会中6回が火曜日でありできる限りすべての曜日で	水準	公募委員の募集方法、事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、工夫が求められます。	水準	会議開催の事前周知は、比較的に地域住民が来館する各センターでも行われると良かったと思います。3年間の継続事業は、市民感覚では長いと感じます。1年で3回の会議開催ですが、開催頻度をあげるなどの工夫ができる良かったと思えます。
	3	アンケートは、無作為で2,500件発送となっているが、実施の事前周知を行っていない。結果の公表方法が基準を満たしていない。	1	事前周知の方法に関して、徹底されることを期待します。	5	アンケートの回収率の向上に向けた取り組みが必要かと思いました。
アンケート調査の実施	基準	アンケートは、無作為で2,500件発送となっているが、実施の事前周知を行っていない。結果の公表方法が基準を満たしていない。	基準	事前周知の方法に関して、徹底されることを期待します。	基準	アンケートの回収率の向上に向けた取り組みが必要かと思いました。
	2	アンケートの実施に関しては、事前周知をすべきと考える。今までに文化センターを使用、活用した方々へのアンケートも必要だったと考える。	8	開催場所について工夫が求められます。	6	施策に反映させるために十分な調査期間を見込んだことは、良かったと思います。一方、事前周知で本事業の実施や今後のあり方などに取り組む市の姿勢を市民に知らせることでアンケートの必要性への理解が高まり回収率のアップに繋がると可能性が考えられます。
	5	ワークショップ参加者を市民と限定している。結果の公表方法が基準を満たしていない。	1	開催場所について工夫が求められます。	6	アンケートの回収率の向上に向けた取り組みが必要かと思いました。
ワークショップの開催	基準	ワークショップ参加者を市民と限定している。結果の公表方法が基準を満たしていない。	基準	事前周知の方法、結果公表・取り扱いに関して、徹底されることを期待します。	基準	令和3年度後半に5回の実施は、積極的に取り組まれたことと評価できます。
	5	文化センターで演じる人、観覧する人や使用する人は必ずしも市民ではないので、意見を聞くのならば市民に限定すべきではないと考える。	8	アンケートの効果をより高めるための、工夫が求められます。	8	対象者が中学生以上としているので、開催時間帯を平日夜間のみではなく、土日休日の開催があっても良かったと思います。
その他の方法	基準	バックヤードの見学会を行ったことは評価する。但し1回の開催。事前周知、結果公表が方法が基準を満たしていない。	基準	施設見学会の様子などを広報することで、本テーマに関する市民の意識が高まり、参加しなかった市民の意見なども集められたのではないのでしょうか。	基準	市民参加の取り組みとしては、面白いと思います。
	2	バックヤードの見学会を行ったことは評価する。但し1回の開催。事前周知、結果公表が方法が基準を満たしていない。	8	施設見学会の様子などを広報することで、本テーマに関する市民の意識が高まり、参加しなかった市民の意見なども集められたのではないのでしょうか。	5	市民参加の取り組みとしては、面白いと思います。
	水準	見学会は、複数回開催したほうが良かったと考える。事前周知は、多くの方々の目に触れるように考慮すべきと考える。	水準	当該施設見学会は工夫されていて効果を期待できるものと考えます。内容の広報に工夫が求められます。	水準	1日だけの開催ではなく、複数日設定できれば、より多くの市民の参加がのぞめたいと思います。

事業番号⑦公共施設等あり方検討事業

総合評価 ①+②+③ 上限(30点)		◎ 良好	24点	○ 妥当	19点	○ 妥当	19点
総合コメント		市民が公共施設で行うことができる物事のPRがさらに行われれば、より多くの人が利用することができると思う。		市民参加に適した案件。積極的な取り組みに期待します。			
担当課ヒアリング 質問事項		次年度の実施目的の周知方法は検討していますか。					
評価項目		評点	コメント	評点	コメント		
①市民参加の方法	評点	7		7		7	
	区分	概ね適切		概ね適切		概ね適切	
②市民参加の手続き(基準)	評点	7		7		6	
	区分	妥当		妥当		要改善	
③市民参加の手続き(水準)	評点	10		5		5	
	区分	とても積極的		積極的		積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント		
審議会の設置	基準	平均的な目標は得られている。		基準	概ね問題なし。		基準
	7			8			7
	水準	もっと幅広い世代年代の委員を選考した方がよいと思われる。		水準	積極性は感じない。		水準
	10			6			5
アンケート調査の実施	基準	条例基準は満たしていると考える。		基準	回収率を上げる工夫を。		基準
	7			6			6
	水準	広く多く回答が求められるように、回答は電子化し、SNSを利用しても良いのではないかとと思われる。		水準	上記に同じ。		水準
	10			6			5
ワークショップの開催	基準	条例基準は満たしていると考える。		基準	概ね良いと思います。		基準
	7			8			7
	水準	一般市民にもっとワークショップの存在を告知する方法を模索すると良いと考える。		水準	不十分と言わざるをえません。		水準
	10			2			4
その他の方法	基準	条例基準は満たしていると考える。		基準	見学会の実施はよかった。周知、報告に改善の余地あり。		基準
	7			6			6
	水準	多くの市民が参加できるように、よりよい広報の仕方を考えていくと良いと思われる。		水準	上記に同じ。		水準
	10			6			6

④証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する検討について

資料3

①市民参加の方法		9	6	8	6	8	7	6	8	7	6	8	7					
市民参加手法	基準・水準 項目番号	基準	水準															
パブリックコメント	①	○	×	△	×	○	△	○	×	○	○	○	○	△	△	○	×	
	②	○	○	△	△	○	△	○	×	○	△	○	×	○	○	○	×	
	③	△	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	
	④	○	○	○	△	○	×	○	×	○	×	○	○	△	○	○	×	
	⑤	×	○	○	○	×	○	×	○	△	△	×	○	△	△	×	○	
	⑥	○	○	○	△	×	×	×	○	△	×	×	○	○	○	×	×	
	⑦	○	○	○	○	×	○	×	○	△	△	×	○	○	△	×	○	
	⑧	○	○	○	△	○	×	○	×	○	△	○	×	△	○	○	×	
	⑨	○	○	△	○	△	△	×	×	△	△	×	×	○	○	×	○	
	⑩	△	○	△	△	△	×	×	△	×	△	×	×	○	○	×	×	
	⑪	△	○	△	△	△	×	×	△	×	△	×	×	○	○	×	×	
	評価点数	8	9	5	5	5	5	6	3	8	4	5	5	6	10	6	4	
アンケート	①	△	×	△	△	×	×	×	×	△	×	×	×	△	△	×	×	
	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	⑤	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	△	○	○	
	⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	⑦	○	-	○	×	○	×	×	×	○	×	○	×	△	△	○	×	
	⑧	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○	△	○	○	
	⑨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	⑩	△	○	△	△	△	×	×	△	×	△	×	×	○	○	○	○	
	⑪	△	○	△	×	△	×	×	△	×	△	×	×	○	○	○	×	
	評価点数	9	8	6	6	9	7	7	3	8	4	8	4	6	10	9	8	
意見交換会	①	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	②	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	△	△	○	×	
	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	×	
	④	△	○	△	○	△	○	△	○	×	-	○	○	△	△	△	○	
	⑤	○	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	△	△	○	×	
	⑥	○	○	○	△	○	△	○	×	○	○	○	○	△	△	○	○	
	⑦	-	△	○	△	○	△	○	△	-	△	-	△	△	△	○	△	
	⑧	○	△	△	×	△	×	△	△	×	△	×	△	△	△	×	△	
	⑨	○	△	△	△	△	×	△	△	○	△	○	△	△	△	×	△	
	評価点数	10	10	5	5	7	4	7	5	8	4	8	8	7	10	8	5	
②基準(小数点以下切り捨て)		9		5		7		6		8		7		6		7		6
③水準(小数点以下切り捨て)		9		5		5		3		4		5		10		5		5
合計(①+②+③)		27		16		20		15		20		19		22		20		19

⑤白井市污水適正処理構想(改定)

資料3

①市民参加の方法		5		6		7		5		6		6		7		6		6	
市民参加手法	基準・水準 項目番号	基準	水準																
審議会	①	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	○	○	×	6	5
	②	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	-	○	△	△	○	○		
	③	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	△	△	○	×		
	④	△	×	△	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	○	○	○		
	⑤	×	○	△	×	×	○	×	×	△	△	×	○	△	-	×	○		
	⑥	△	×	△	△	△	○	×	×	△	×	○	○	○	○	○	○		
	⑦	○	×	○	△	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×		
	⑧	×	×	△	×	×	△	×	×	△	×	○	×	○	○	×	×		
	⑨	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	○	△		
	⑩	×	○	△	△	△	○	×	○	△	○	×	○	○	○	×	○		
	評価点数	5	3	5	5	7	7	6	3	8	4	7	6	7	10	7	5		
パブリックコメント	①	○	○	○	○	○	○	×	×	○	△	○	○	△	○	×	○	6	5
	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	③	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×		
	④	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	×	○	△	×	○		
	⑤	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	×	○	△	△	×	○		
	⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
	⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○		
	⑧	-	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×		
	⑨	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×		
	⑩	△	-	△	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○		
	⑪	△	-	△	×	△	×	△	×	△	×	△	×	△	△	△	×		
評価点数	8	6	6	5	7	7	7	4	6	1	6	4	7	10	4	6			
②基準(小数点以下切り捨て)		6		5		7		6		7		6		7		5		6	
③水準(小数点以下切り捨て)		4		5		7		3		2		5		10		5		5	
合計(①+②+③)		15		16		21		14		15		17		24		16		17	

⑥個人情報の保護に関する法律施行条例

資料3

①市民参加の方法		6		6		7		4		8		4		7		8		6	
市民参加手法	基準・水準 項目番号	基準	水準																
審議会	①	○	-	○	×	○	×	×	×	○	○	×	×	△	△			6	4
	②	○	-	○	×	○	×	○	×	○	-	○	×	△	△	○			
	③	-	-	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	△	△				
	④	-	×	×	○	×	○	×	×	-	○	×	○	△	△		○		
	⑤	-	×	×	△	×	△	×	×	-	×	×	×	△	△		○		
	⑥	×	○	△	○	△	○	×	×	△	△	×	×	△	△	○	○		
	⑦	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	△	△	○	×		
	⑧	○	×	△	×	△	×	○	×	○	×	×	×	△	△	○	×		
	⑨	○	×	○	○	○	○	×	○	○	△	○	×	△	△	○	?		
	⑩	×	×	○	×	○	×	○	×	△	×	×	×	△	△	?	×		
	評価点数	5	1	6	6	7	4	4	1	8	4	2	1	6	10	10	5		
パブリックコメント	①	○	×	△	×	×	×	×	×	○	×	×	×	△	△	×	×	6	5
	②	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	△	△	○	×		
	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		
	④	○	×	○	△	○	○	○	○	○	×	○	×	△	△	○	○		
	⑤	○	×	○	○	△	○	○	○	×	○	×	○	△	△	×	○		
	⑥	○	○	○	△	○	×	○	×	○	×	○	×	△	△	○	×		
	⑦	○	○	△	○	×	○	×	○	△	○	○	○	△	△	×	○		
	⑧	○	×	△	×	○	×	○	×	○	×	○	×	△	△	○	×		
	⑨	△	○	△	△	△	○	×	×	△	○	○	○	△	△	×	○		
	⑩		×		○		○		○		○		○		△		○		
	⑪		×		×		×		×		×		×		△		×		
評価点数	9	5	6	5	6	7	6	4	8	4	6	5	6	10	6	6			
②基準(小数点以下切り捨て)		7		6		6		5		8		4		6		8		6	
③水準(小数点以下切り捨て)		3		5		5		2		4		3		10		5		4	
合計(①+②+③)		16		17		18		11		20		11		23		21		17	

⑦公共施設等あり方検討事業

資料3

①市民参加の方法		7	10	9	4	8	7	7	7	7								
市民参加手法	基準・水準 項目番号	基準	水準															
審議会	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	△	△	○	○	
	②	△	○	△	○	△	△	△	×	△	△	○	△	△	△	○	○	
	③	○	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	△	△	×	×	
	④	○	×	○	○	○	○	○	×	○	△	○	○	△	△	○	○	
	⑤	○	○	△	○	×	○	×	○	×	○	×	○	△	△	×	○	
	⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	△	△	○	○
	⑦	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	△	△	○	×	
	⑧	○	○	△	×	△	×	○	×	○	×	×	×	△	△	○	×	
	⑨	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△	△	○	?	
	⑩	×	×	○	△	○	×	○	×	△	×	×	×	△	△	?	×	
	評価点数	8	6	9	9	8	6	7	3	8	1	6	5	7	10	8	6	
アンケート	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×	×	
	②	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×	×	
	③	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	④	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	⑤	○	○	○	○	○	○	×	○	○	-	○	○	△	△	○	○	
	⑥	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	⑦	○	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	△	△	×	×	
	⑧	×	×	△	×	×	×	○	×	×	×	×	×	△	△	×	×	
	⑨	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
	⑩	△	○	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	
	⑪	△	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	
評価点数	5	5	7	7	7	6	2	5	8	1	6	8	7	10	6	6		
ワークショップ	①	○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	○	×	△	△	○	×	
	②	○	○	△	○	○	×	○	×	○	△	×	○	△	△	○	○	
	③	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	△	○	×	
	④	△	×	△	×	△	×	△	×	△	○	△	×	△	△	△	×	
	⑤	○	×	○	△	○	×	○	×	○	-	○	×	△	△	○	×	
	⑥	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	⑦	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	⑧	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	⑨	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	⑩	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	⑪	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×	×	
評価点数	9	5	9	10	7	1	5	0	8	4	8	4	7	10	8	2		
その他の方法	①	○	×	△	○	○	×	×	×	○	-	×	×	△	△	○	△	
	②	○	○	○	○	○	×	×	×	○	△	○	○	△	△	○	○	
	③	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	△	△	○	○	
	④	○	○	○	×	○	×	×	○	○	×	○	×	△	△	×	×	
	⑤	○	-	○	×	○	×	×	×	○	×	○	×	△	△	○	×	
	⑥	○	○	○	△	×	○	×	○	△	○	×	○	△	△	×	○	
	⑦	○	△	×	△	×	△	×	△	×	△	×	△	△	×	△		
	⑧	○	△	×	△	×	△	×	△	×	△	×	△	△	×	△		
	⑨	△	△	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△	○	△		
評価点数	9	8	7	8	6	3	2	5	8	6	5	5	7	10	6	6		
②基準(小数点以下切り捨て)	7		8		7		4		8		6		7		7		6	
③水準(小数点以下切り捨て)	6		8		4		3		3		5		10		5		5	
合計(①+②+③)	20		26		20		11		19		18		24		19		19	

担当課ヒアリングについて（第4回会議（12/20）実施分）

1 担当課ヒアリングの実施目的

- ①市民参加実施状況調査票で読み取れない部分について聞き取りを行うことで、正確な評価を行うため。
- ②職員の市民参加の視点や意識を高めるため。

2 担当課ヒアリングまでの流れ

提出いただいた評価シートの「担当課ヒアリング質問事項」欄に記載いただいた意見及び第3回会議でいただいた意見をもとに事務局にて質問を取りまとめ、各課へ回答を依頼します。
各課の回答結果については、会議の1週間前を目安に会議資料として送付しますので、事前にお目通しのうえご出席ください。

3 対象事業 ※事業番号④～⑦については第4回会議で行います。

- ④証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について（市民課）
- ⑤白井市污水適正処理構想（改定）（上下水道課）
- ⑥個人情報保護に関する法律施行条例（総務課）
- ⑦公共施設等あり方検討事業（文化センター）

4 実施内容

- ・ヒアリングは1事業15分以内とします。時間の都合上、より多くの委員が発言できるようご協力をお願いします。
 - ①担当課より、事業の概要について説明。（3分）
 - ②市民参加実施状況調査票で読み取れない事柄について質問する。また、質問に対する各課の回答で不明な点や追加で確認したい点があれば担当課へ質問する。（12分）
- ※下記については質問の対象外とします。
- ・そもそもの事業目的の良し悪しに触れる質問
 - ・今年度及び今後の市民参加に係る質問
 - ・その他市民参加条例の意図とは異なると認められるような質問

5 担当課ヒアリング終了後の流れ

- ・ヒアリング終了後、ヒアリングの内容を踏まえ別途、評価コメントや評価点数の修正を受付けます。

第3回会議終了後のお願いについて

①評価シートの修正

本日の担当課ヒアリングの結果をふまえ、事業番号①～③の評価点数または評価コメントについて追加・修正を受付けますので、12月4日(月)までにメール等で事務局に連絡をお願いいたします。

評価の修正を受付けたうえで、最終的な評価点数・評価コメントとさせていただきます。

②担当課ヒアリング質問事項の確認

評価シートに記入(または会議で御発表)いただいた事業番号④～⑦の質問事項につきまして、事務局にてとりまとめ次第、委員の皆様へメールにて確認を依頼いたします。